

そらはぐらんど

歌舞伎町園

入園のしおり



は じ め に

私たちは働く保護者の皆さまを応援する為
また、ご家庭の延長として
お子様が安心して楽しく過ごせる
そんな保育ルームを目指します。



保育方針

- ・ 子ども一人一人の個性を尊重しながら、年齢にふさわしい日常の基本的躰を大切にします。
- ・ ご家族が、愛情とゆとりをもって育児にのぞめるようにサポートします。

保育目標

- ・ 子どもの24時間生活を、ご家庭と当保育ルームが協力して育てていく。
- ・ 子ども達が、健やかでのびのびとした心で過ごせる保育ルーム、保護者の皆さまが、真に安心して託せる保育ルームを目指す。

持ち物

- ・ 保険証のコピー
- ・ 母子手帳
- ・ 印鑑
- ・ 着替え(0.1.2歳児は2セット)
- ・ 哺乳びん(園貸出可)
- ・ お昼寝用バスタオル2枚(園貸出可)
- ・ コップやマグ(園貸出可)



※ 指定のおむつ・おしり拭きがある方は、ご持参ください。

※ お子様の年齢・時間帯・時間数などで持ち物が変わりますので、詳細はスタッフまでご確認のうえ、各ご家庭で判断し、必要なものをお持ちください。

☆ **持ち物には、全てフルネームで記名してください。**

食事について

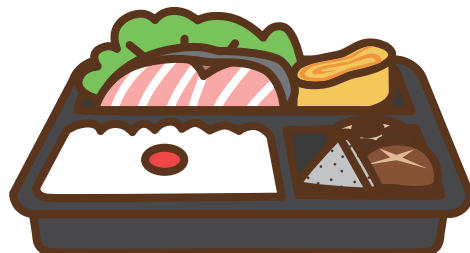
☆ 朝・昼・夕の食事時間帯とおやつの時間(わんぱくランドの一日参照)に、当園をご利用のお子様は、基本的に揃って食事・おやつをとっていただきます。

※ 食事代1食 550円(白米220円・おかずのみ330円)(税込)

☆ お食事のご持参も可能です。

☆ アレルギーがあるお子様は、必ず事前にスタッフにご相談ください。(原則としてお弁当を持参していただきます。)おやつ・薬の投与については、スタッフまでご相談ください。食物アレルギーに関する調査票を記入してご提出ください。

☆ その他好き嫌いや気になることは、些細なことでもお知らせください。



入園のご案内

入会・契約時に、申込書・健康報告書・生活状況表・アレルギー調査表など記入いただきますので、身分証明書・印鑑・健康保険証・母子手帳をお持ちください。また、入会金(1ヶ月パック 10,000円)もあわせてご用意ください。尚、初回はこのような諸手続きがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

生後2ヶ月未満のお子様は、お預りできません。
(生後2ヶ月のお子様は、時間の制限があります。)

お預りできるお子様の人数には、制限があります。定員になり次第、お預りをお断りする場合がありますので、ご了承ください。

トラブル防止の為、玩具・お菓子・ゲーム機などは持参しないでください。

以下のような場合は、登園をお断りしています。

- ・お子様が病気の時
- ・嘔吐下痢や高熱(38.0度以上)がある時
- ・感染症の疑いがある時
- ・ご家族に感染症の疑いがある時

また、感染症にかかった場合、医師からの完治証明書がなければお預かりできません。

お子様の体調が悪くなった場合は、お迎えを早めてもらうことがあります。必ず連絡の取れる連絡先をお知らせください。その際は、速やかにお迎えをお願いいたします。

お子様のお迎えに、登録者以外の方が来られる場合は、身分証明証の提示をお願いいたします。また、お子様をお預けになる際、事前に登録者本人様からお知らせください。連絡がない場合は、お子様をお渡しできません。

住所・電話番号・勤務先・緊急連絡先が変更になった場合は、速やかにお伝えください。

延長される場合は、早めの連絡をお願いいたします。また、保育時間が24時間を超える場合は、お断りいたします。

8時間パックご利用の場合は、必ず事前の予約が必要です。保育途中での変更は、お受けいたしかねます。

料金は、お子様をお預けになる際にお支払ください。延長料金は、お迎えの時の精算となります。

入会金・保育料など一旦お支払いいただきました納入金は、いかなる場合でもご返金いたしかねます。

申込書・健康報告書・生活状況票の関係書類への虚偽記載又はその他口頭説明において、虚偽があった場合の事故や損害に関しましては、責任の一切を負えません。



メモ

そらはぐランド 託児契約書(重要事項説明)

_____（以下、「保護者」といいます。）と、そらはぐランド（以下、「事業者」といいます。）とは、事業者が保護者の乳幼児 _____（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。
また、本書の内容をもちまして「重要事項説明」と致します。

第1条（契約の目的）

事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対し、その保育に対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約期間は、保護者からの申し込み日時(予約を含む)より保護者の選定した託児終了時間までとします。
2. 契約満了又は保護者による連絡にて延長が可能である。
ただし、保育時間が24時間を超える場合は引き続きの延長をお断りいたします。
3. 事前連絡なく延長などを行った場合、今後の契約をお断わりする場合があります。
4. 保護者からの電話連絡による途中解約の場合、支払い済みの料金は返金いたしかねます。
5. 契約内容が変更になる場合、契約者は速やかに事業者の内容の変更を申し出る事とし新たに契約書を取り交わすものとします。

第3条（保育の場所）

保育の提供場所は、 東京都新宿区歌舞伎町1-15-1 吉本ビル2F
そらはぐランド歌舞伎町園です。

第4条（保育内容）

保育方針	子ども一人一人の個性を尊重しながら、年齢にふさわしい日常の基本的躰けを大切にします。 ご家族の皆さまが愛情とゆとりをもって育児に臨めるようにサポートします。
保育目標	子どもの24時間生活を当保育ルームと家庭が協力して育てていく。 子ども達が、健やかでのびのびとした心で過ごせる保育ルーム、保護者の皆さまが、真に安心して託せる保育ルームを目指す。

第10条（契約の解除）

1. 保護者又は乳幼児の事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日時を事前に伝えなければならない。
2. 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ①事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤事業者が破産した場合
3. 事業者は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して速やか予告を行い、理由を文書で明示又は口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知せずに契約を即刻解除し、責任の全てを有しない場合があります。
 - ①第5条（入会申し込み記録の作成と保育の記録）で記載した関係書類に不実記載があった場合、責任の全てを有しない場合があります。
 - ②保護者が第8条に定める料金又はその他料金の支払いを遅延した場合で料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
 - ③保護者が事業者や保育所スタッフ又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信行為を行った場合
 - ④保護者又は利用者側関係者に、反社会勢力及び反社会組織に準ずるものの構成員や関係者である場合
 - ⑤公序良俗に反する行為、社会通念に反する行為をした場合

第11条（退園時の協力）

事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退園する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転園先の確保に努めます。

第12条（秘密保持）

1. 事業者及び従事する全てのスタッフは、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児や保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。
3. 第1項の定めに関わらず、保育園運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、文書で保護者の同意を得るものとします。
4. 裁判所や警察などの捜査協力要請があった場合は、保護者の同意なしに提供いたします。

第 13 条（保育内容などに関する問い合わせ、苦情等の受付先）

（担当者氏名） 小林 みさき
（担当者連絡先） 電話 03-6914-2237
（受付時間） 午前9時～午後20時

第 14 条（緊急時の対応等）

1. 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに医師又は医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
2. 災害や紛争などで乳幼児の身に危険が迫る場合や、当園の運営及び保護者への連絡が困難と判断できる場合、事業者は保護者とともに、乳幼児を保護者に受け渡す努力を行うものとします。
3. 保育中、乳幼児がケガをした場合は、保育スタッフが保護者に対し説明を行うものとします。

第 15 条（加入している保険の種類・保険事故・保険金額）

事業者は、保険サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命・身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対して損害を賠償します。

（保険の内容については別紙参照）

第 16 条（賠償責任）

事業者は、保健サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命・身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を関係保険などを利用し賠償します。

第 17 条（提携医療機関）

事業者は、保育中に乳幼児が急に発病した場合やケガをした場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡の上、下記医療機関にお連れします。また、保育中に乳幼児がケガをした場合は、保育スタッフが保護者に説明します。

〔医療機関〕

新宿医院

東京都新宿区歌舞伎町1-24-3 新居ビル2F 電話番号 03-3200-8067

第 18 条（本契約に定めのない事項）

1. 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所としますが、保護者が遠方より当園を利用している場合などは、これに準じません。

第20条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

印

<住所>

<氏名>

印

事業者

<所在地>

東京都新宿区歌舞伎町1-15-1 吉本ビル2F

<事業者名>

そらはぐランド 歌舞伎町園

<代表者>

小林 みさき

印



そらはぐらウンド

歌舞伎町園

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町 1-15-1

吉本ビル2F

TEL 03-6457-6400

